

ご注意ください！！

危険物の持ち込みについて

ここでは、特にご注意していただきたい危険物について抜粋しております。
危険物については、詳しくは出展者マニュアルP.3およびP.33でご確認ください。

①リチウムイオン電池搭載のドローン/ロボット/その他機器等の稼働、実演について（出展者マニュアル P.33）

【申請必要】

リチウムイオン電池は第2石油類他の危険物に該当します。リチウムイオン電池を搭載した出展製品の稼働/実演など、電源を入れる場合は新たに申請が必要になります。また、ドローンなど落下や衝突等により強い衝撃が加わる可能性がある出展製品の实演、人や物を載せて移動させる機器や、ロボットの实演も、発火する危険性が生じるため、危険物持込申請が必要になります。期日までに出展者マニュアル巻末の「火気・危険物品持込許可申請」をご提出ください。**申込締切日の8月2日（火）後の申請は、一切受付できませんので、ご注意ください。**※展示とプレゼンテーションのみとは別になりますのでご注意ください。

例1) 実演ロボットを動かすのにPCが必要な場合

→ ロボット自体とPCのリチウムイオン電池について申請

例2) タブレットで稼働するアプリを展示する場合

→ タブレットのリチウムイオン電池について申請

【申請不要】

出展製品を稼働/実演せず、電源を入れず、展示のみで小間内に置く場合は申請不要となります。
小間内で、プレゼンテーションに使用するPC・携帯電話・タブレットなどは危険物申請不要です。
※詳細は、下記の株式会社ティ・シー・エス担当:高鍋・内田宛に、メールでお問い合わせください。

②手指消毒用アルコールについて（出展者マニュアルP.3）

アルコール消毒液の持ち込み有無に関わらず、出展者マニュアル巻末の「アルコール消毒液持込み許可申請書」をご提出ください。手指消毒用として会場内へアルコール消毒液を持ち込む場合、アルコール濃度60%未満は危険物になりません。アルコール濃度60%以上の場合は、第4類アルコール類の危険物に該当しますが、下記の内容を全て遵守して頂ければ、出展者マニュアル巻末の「火気・危険物品持込許可申請書」は申請不要です。

- 容器（ポンプ・スプレー付き）の最大容積が500ml以下であること。
- 容器に容量、成分等が記載されていること（手書き不可。詰め替えの際は詰め替え元ボトルのコピーを貼る事）。
- お持ち込みされる全ての手指消毒用アルコールをブースの見える位置に設置すること（ストックヤード内・机の下等は、「保管」と見なされ、申請が必要となります）。

詰替用ボトルのアルコール消毒液(容器の容積問わず)を持ち込む場合は、申請が必要です。※60%以上のみ

【お問い合わせ先】

(株) ティ・シー・エス 担当:高鍋・内田

TEL : 03-3432-4720 E-mail : event2022@t-c-s.co.jp